

かべ新聞

第155号

2023年
10月9日

JR東海労働組合
新幹線地方本部
東京車両所分会

本橋書記長出向取消裁判 証人審問に最大結集しよう！

昨年10月7日、本部本橋書記長が「SEKへの出向は無効である」と東京地裁に訴えた出向取消裁判の証人審問が、11月1日に開催されます。

これまで私たちは、「会社は本橋さんの出向は、人選を全く公平に行っていない」「本人の同意と理解を得るための面談が形式的に行われたに過ぎないこと」「同意なき出向は無効である」などを訴えてきました。

会社側は、「54歳原則出向が組合所属に関係なく、公平・公正に実施している」「標準化された仕業検査業務のみに従事する社員を原則出向の対象としている」「本件再雇用契約は原告の同意に基づき、法的な瑕疵なく正当かつ有効な契約として成立している」などを主張してきました。

また、本橋書記長は第1回口頭弁論で意見陳述を行い、「この出向命令は違法で無効である。私が定年退職時に従事していた業務は仕業検査車両所の車両技術係である」「出向命令の取り消し並びにSEKに勤務する義務のないこと。仕業検査車両所に勤務する地位にあること」を裁判所に要請しています。

11月1日、13時30分より東京地裁510号法廷で証人審問が行われます。組合側から本部本橋書記長。会社側から、当時の新幹線事業本部柴田人事課長（現新横浜駅長）が証人に立ちます。本橋さんをしっかり支えましょう。

本橋さんを仕業検査に戻すため 全組合員一丸となり闘おう！